資料１

「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」に関するパブコメ結果及び過去ラウンドの公募占用指針の改訂案について

2025年３月10日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

運用指針（改訂案）及び過去ラウンドの公募占用指針改訂案について

- 洋上風力発電は、投資が大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、**収入・費用の変動リスクに対応できる強靱な事業組成を促進し、電源投資を確実に完遂させることが重要**であるとして、昨年９月から計５回にわたって本WGにて議論し、**制度見直しについて取りまとめを行ったところ**。
- その後、見直し内容を盛り込んだ**「一般海域における占用公募制度の運用指針」について、広く国民の皆様から意見を募集**（2024年11月29日～12月30日にてパブリックコメントを実施）し、**42者から234件の御意見**を頂いた。
- 頂いた御意見について、**セントラル調査に関する意見が最も多く、次いで事業性評価に関するもの**が多かった。セントラル調査に関しては、来年度、導入後初めて事業者に調査結果を提供する予定であることからも、調査結果の提供方法等の詳細に関する意見が主であった。なお、これまでの議論等を踏まえ、**今年1月29日に「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂版）」を公表**。
- 本日は、本改訂版運用指針及び洋上WG合同会議にて取りまとめた制度見直しを踏まえ、**第１～３ラウンドに関する公募占用指針の改訂案について、御議論いただきたい**。

（参考）「運用指針（改訂案）」のパブコメ結果概要について

主な意見項目	件数	主な意見
価格点評価 （準プレ水準など）	36	・ゼロプレ水準入札でないと落札できない中で、Ｒ４以降適用される準プレ水準は課題解決に即したものである。 ・準ゼロプレミアム水準の104点が低すぎる。 ・ゼロプレ水準で落札した過去の事業者は準プレ水準に引き上げを行うべき。
事業性評価 （迅速性評価など）	43	・迅速性評価点の比重が高く、事業実施体制の比重が低すぎる。 ・港湾の利用開始可能時期が工程に影響を及ぼす場合等、海域毎に迅速性の基準を設定してほしい。 ・船舶調達リスクは事業実現性に強い影響を及ぼすため、リスクシナリオに追加すべき。
価格調整スキーム	24	・下限値は設定すべきでない。 ・為替変動の調整もすべき。 ・価格調整スキームは過去案件への寄与は限定的であるため、別途の価格上乗せ措置を講じるべき。
セントラル調査の基本化	71	・セントラル方式におけるデータ提供は、公募の半年から１年程度前に実施してほしい。 ・個別の調査仕様案については、事業者から意見聴取する仕組みとすべき。 ・セントラル調査結果が想定から著しく外れ、損失が発生した場合の救済措置についても検討してほしい。
事業計画の柔軟性 （主要製品に係る計画変更）	23	・セントラル調査データに明らかな不備があった場合、やむを得ない事情として計画変更を認めてほしい。 ・やむを得ない事情の例として、「風車等主要機材の大幅な価格上昇」を加えるべき。 ・価格調整スキームが導入される限りにおいては、インフレ等の影響による事業者の採算変化はひとえに調達全般を対象にこのスキームで調整されることから、全般的な価格上昇を理由とした主要製品の変更は認められるべきでは無い。
港湾・占用許可	11	・十分な地耐力・岸壁水深等を備えた基地港湾をいち早く整備してほしい。 ・占用計画を延長できる条件などを明らかにし、４０年の総事業期間を確保できる蓋然性が相応に高いことを示すべきではないか。事業期間が短い場合には、開発・建設コストの回収期間が短くなり事業成立性が低下することになる。
その他	25	・一般海域についても二段階方式を導入していただきたい。 ・促進区域指定時に想定する出力について、±20%の範囲を超えることが許容されるのか。 ・国としては洋上風力発電の普及よりも調達コスト削減が重要と考えているようだが、今後も調達コスト削減を目指すのであれば、自然条件が厳しいエリアは促進区域から除外していただきたい。

（参考）今般の制度検討の基本的な考え方

- 洋上風力発電は、安価なエネルギー供給に資する電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、急速に案件形成が進展する世界各国と同様、我が国においても、**再エネ主力電源化に向けた「切り札」**である。引き続き、**こうした位置付けに変わりはなく、再エネ海域利用法等により積極的に導入を推進**していく。
- 他方で、洋上風力発電への電源投資は、**大規模かつ総事業期間が長期間にわたる**ことから、**収入・費用の変動リスクに対応できる事業組成を促進**することが、**投資の確実性を高めていく上で重要**である。実際、世界的にも、**サプライチェーンの逼迫**や**インフレによる費用増大**などによる収入・費用の変動を原因として、**事業の中断や撤退も発生**しており、それに対して所要の措置が講じられている。
- 今般の制度検討に当たっては、こうした世界的な情勢変化の中で、**我が国における再エネ主力電源化の実現を確実なものとしていく観点**から、**引き続きコスト低減・迅速性を重視しつつ、収入・費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成を促し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させることを主軸**とする。
- 具体的には、**国民負担に中立的な形で**、**事業実施の確実性を高めるための規律強化・環境整備**を進める。

【本WGでの論点】

Ⅰ．迅速性とスケジュールの確実性の両立をより確かなものにしていくための制度のあり方

① 迅速性と確実な事業実施の両立に向けた運転開始時期の設定 《公募評価関係》
② 確実な事業実施に資するリスクシナリオへの対策の重点評価 《公募評価関係》
③ 撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し 《事業者選定後関係》
④ ゼロプレミアム水準に対する考え方 《公募評価関係》

Ⅱ．収入・費用の変動等に伴うリスク分担のあり方

電源投資を確実に完遂させるための価格調整スキームの導入 《事業者選定後関係》

Ⅲ．事業計画の柔軟性に関する考え方

主要製品に係る計画変更要件の整理 《事業者選定後関係》

Ⅳ．価格評価点のあり方

強靱な事業組成と事業者間の競争を両立させるための価格評価のあり方 《公募評価関係》

Ⅴ．セントラル方式によるサイト調査の基本化について

事業を確実に完遂させるためのサイト調査のあり方 《事業者選定前関係》

（参考）今般の措置の適用範囲について

第３０回洋上WG合同会議
（11/21）資料1より抜粋

１．第4ラウンド以降の事業者

- 今般の制度見直しについては、事業規律の強化※１やIRRの引下げが含まれるが、洋上風力発電を確実に完遂させる観点から、**選択的な措置の適用は認めず**、第４ラウンド以降の**応札・落札事業者に一律に適用**する。

※１　保証金は、第1～3ラウンドの公募占用指針において規定した保証金水準の約2倍とし、遅延期間に応じて段階的に没収。

２．第１～３ラウンドの選定事業者※2（第３ラウンドは事業者選定中）

- 第１～3ラウンドの選定事業者について、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させることの重要性に変わりは無い一方で、事業規律の強化やIRRの引下げを含む今般の措置を**一律に適用することは、事業の予見可能性を損なうことから困難と考えられる**。

- ただし、**事業の撤退・遅延の抑止**、**洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点**から、保証金制度の見直しを含む今般の制度見直し※3を**受け入れる事業者に対しては、当該見直し後の措置を適用※4する**。

その際、公募の公平性や国民負担への中立性を確保する観点から、**価格調整スキーム**については、当該措置適用後の**将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映**する。

※2　第1ラウンドには事業の遅延に伴う保証金の没収規定が無い

※3　事業者選定後のもの（保証金制度の見直し、価格調整スキーム）に限る

※4　適用を受け入れる選定事業者に対しては、当該事業者が選定されたラウンドの公募占用指針の変更（保証金制度の見直し、価格調整スキーム）を行い、その後、変更された指針に基づく計画変更申請を行う必要がある。その際、当該変更申請が妥当であるかの判断については、学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする